

戸籍証明書等の交付請求書(郵送用)

記載例

(1) 必要な戸籍をお書きください

※筆頭者は亡くなられても変わりません。

本籍	北海道厚岸郡浜中町 霧多布東4条1丁目35番地		
筆頭者氏名	ふりがな はまなか たろう 浜中 太郎	明・大・昭 平 ○○年 ○○月 ○○日生	
どなたの必要がありますか	ふりがな はまなか じろう 浜中 次郎	明・大・昭 平 ○○年 ○○月 ○○日生	

(2) 必要な証明の種類をお選びください

※相続などで、請求する証明書の種類がわからない場合は、下記の★欄をご記入ください。

戸籍	全部事項証明書【謄本】: 450円	通	戸籍附票 (現・除)	【全部】: 300円	通	
	個人事項証明書【抄本】: 450円	1 通		【個人】: 300円	通	
除籍	全部事項証明書【謄本】: 750円	通	★証明が必要な住所を記入してください。			
	個人事項証明書【抄本】: 750円	通				
改製原籍	【謄本】: 750円	通	身分証明書	450円	通	
	【抄本】: 750円	通				
一部記載事項証明書	【戸籍】: 350円	通	不在籍証明書	450円	通	
	【除籍】: 450円	通		その他の証明		通
受理証明書	【普通紙】: 350円	通	届出の種類	<input type="checkbox"/> 出生	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 婚姻
	【上質紙】: 1,400円	通		<input type="checkbox"/> 離婚	<input type="checkbox"/> その他 ()	
届出記載事項証明書	350円	通	届出年月日	昭・平 年 月 日	誰の ()	

(3) 請求する方および請求の理由をお書きください

住所	北海道釧路市港町1丁目1番1号 みなとマンション501号 ※平日の昼間に連絡の取れる電話番号 000-0000-0000		
氏名	ふりがな はまなか じろう 浜中 次郎	明・大・昭 平 ○○年 ○○月 ○○日生	
筆頭者または必要な方との関係	<input type="checkbox"/> 筆頭者本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 戸籍に載っている () の <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他 () ※委任状や、親族関係を確認できる資料等が必要です。		
使いみちと提出先	<input type="checkbox"/> 公的年金(国民、厚生、国・地公共済、私学共済、その他) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input checked="" type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> 婚姻届、転籍届等 <input type="checkbox"/> その他 () [提出先] 北海道パスポートセンターへ提出		

★相続などで必要な内容が分かっている場合はご記入ください。

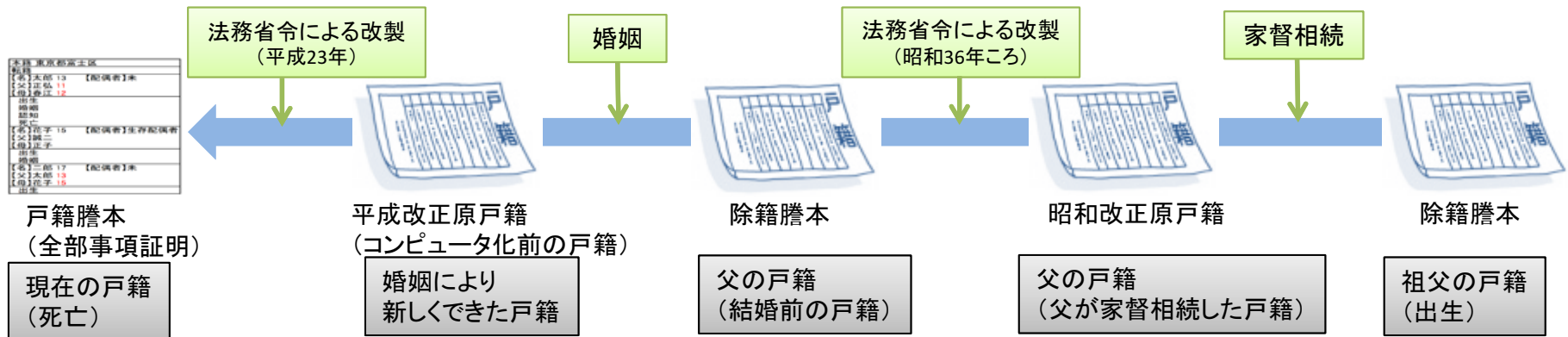
今回は、(明・大・昭・平 年 月 日生)が亡くなったことによる手続きで、	
<input type="checkbox"/> 亡くなったことが分かる戸籍	通必要
<input type="checkbox"/> 亡くなった人について (年 月 日死亡)	{ 出生までさかのぼった戸籍が () から () まで 通必要
<input type="checkbox"/> () と () の関係がわかる戸籍が	
<input type="checkbox"/> その他 ()	通必要

※請求する方の氏名・現住所が記載された顔写真付きの本人確認のできる書類(運転免許証・マイナンバーカード)の写しを添付してください。 ※通知カードは不可
 上記書類をお持ちでない場合は、健康保険証や年金手帳などの写しを2点添付してください。

出生から死亡までの連続した戸籍謄本を請求する場合

- 人が亡くなると、財産の相続手続きが必要となります。銀行の預金や株の相続、不動産の相続登記などの手続きの際には、「故人が生まれてから亡くなるまでの戸籍をとってきてください。」と要求されます。相続人の確定をするために、必要となるからです。
- 現在の戸籍制度では、婚姻・転籍(本籍を変える)・法改正に伴う戸籍の作り替えなどによって、本籍の異動があった場合、前の戸籍の内容をすべて次の新しい戸籍に書き換えることはしていません。
例えば、結婚すると、親の戸籍から抜けて、新しく別に夫婦の戸籍が作られます。戸籍謄本には、出生や婚姻の内容は記載されていますが、兄弟関係などはわからなくなります。
- そのため、出生から死亡までの戸籍をとる必要があるのです。何種類かに分かれていることがほとんどで、戸籍が新しくできた時期を確認し、出生時点までさかのぼって戸籍を請求することになります。
- 戸籍謄本の請求は、それぞれの時点の本籍地の市町村にしていなければなりません。
- 直系の方が請求する場合でも、故人との関係が、その本籍地の戸籍で確認できない場合は、その関係がわかる戸籍謄本又はその写しの提示を求められることがあります。
- それぞれの戸籍の名称についても、本人以外の人の状態(生死や、戸籍に残っているか等)によって変わってくる場合がありますので、「除籍謄本」「改製原戸籍」として請求するのではなく、「誰の」「いつからいつまでの戸籍を」「何通」という風に請求した方がスムーズです。
- 出生地と本籍地は同じとは限りません。戸籍に記載されている出生地とは、実際に生まれた場所(市区村町)です。

戸籍の一例※(あくまで一例です。人によって戸籍の作られ方は変わります。)



現在の戸籍から出生の戸籍まで順番に取得していきます。